

京都市告示第652号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

令和5年2月17日

京都市長 門川大作

臨時に休館する日

令和5年2月28日(火)、3月1日(水)、同月2日(木)、同月3日(金)、同月4日(土)、同月5日(日)

(歴史資料館)